

3. 緊急事態への対応について

平成21年度は、新型インフルエンザ(インフルエンザA/H1N1) や腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒等の発生時に関係府省庁と連携を取りながら対応し、危害についての科学的知見の収集・整理・事態の進展に応じた情報の提供や委員長の見解などを公表しました。

また、緊急事態において危害物質に関する科学的情報や危害を回避する方法など関連情報を効果的に広報する技術の習得を目的とした緊急時対応訓練を行いました。これらの訓練を通じて、緊急事態に対する体制強化に努めています。



4. 調査・研究の取組について

○調査事業

食品安全委員会がリスク評価等を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査を実施しています。平成 21 年度には、13 課題の調査を実施しました。

○研究事業

食品安全委員会では、科学を基本とするリスク評価を充実させるため、研究領域を設定して、競争的研究資金制度により、研究課題の公募を行っています。1 課題、原則 3 年の研究期間で、平成 21 年度には 22 課題の研究を実施しました。

5. 国際対応への取組

平成21年 12 月、食品安全委員会は、欧州食品安全機関 (EFSA: 注)とのさらなる連携強化を目指すため、「技術的データの収集、解析及び共有」と「データ収集の方法論に関する見解及び専門的知識の共有」を主な内容とする協力文書を締結しました。

食品安全委員会では、これまでも EFSA との間で、最新情報の交換や双方の専門家の招へいなど、密接な関係づくりに努めてきました。

今後は、本協力文書に基づき定期会合を開催するなど、リスク評価の手法、個別の課題についての情報交換・意見交換等の連携強化を図ります。

また、その他の地域・国の同様の機関とも引き続き連携を図ります。



左：見上彪食品安全委員会 委員長代理
右：ランネル EFSA 長官

注：欧州食品安全機関 (EFSA: European Food Safety Authority) :EFSAは、欧州委員会 (EC: European Commission) から独立した評価機関として2002年設置され、食品の安全性に関して、欧州委員会等に科学的な助言を与える組織です。あらゆる食品に関わるリスクを評価の対象としています。